

# 令和6年度石岡市における障がい者就労施設等からの 物品等の優先調達方針

## 1 趣旨

石岡市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めるものとする。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この調達方針は、石岡市の全ての機関に適用する。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

石岡市において調達の対象となる市内の障がい者就労施設等は、次の障がい者就労施設等のうち、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所、施設等

（障害福祉サービス事業所等）

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業等

（企業等）

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の全てを満たす事業所）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造，役務の提供等の業務を自ら行う障がい者をいう。）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する業務等を行う団体をいう。）

5 調達の対象品目

石岡市において重点的に調達を推進すべき物品等は，以下の例による。

(1) 物品

- ア 食品類（パン，焼き菓子，味噌，赤飯，餅等）
- イ 印刷類（名刺等）
- ウ 生活雑貨類（皮製ブローチ，カレンダー，陶器，クラフト製品，ビーズ製品，ミサンガ，ペットボトルの加工品等）
- エ 農作物類（野菜，農産物加工品，冷凍野菜等）
- オ その他（EMダンゴ，EMボカシ，薫炭等）

(2) 役務

- ア 清掃作業
- イ 草刈・除草作業
- ウ コンテナ洗
- エ 室内軽作業（紙折り封入等）
- オ その他

6 障がい者就労施設等からの物品等の調達目標額

令和6年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標額は，次のとおりとする。

調達目標額 3, 100千円

7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し，各課等に情報を提供する。
- (2) 各課等はその情報に基づいて，障がい者就労施設等から積極的に調達する。
- (3) 各課等より障がい者就労施設等に発注可能な物品等の情報を収集し，障がい者就労施設等にその情報を提供する。

8 調達実績の公表

物品等の調達実績については，翌年6月末までに取りまとめ，速やかに石岡市の広報紙及びホームページ等において公表するものとする。